

造血幹細胞移植におけるリハビリテーション動画制作業務

委託業者募集要領

愛媛県立中央病院

1 趣旨

造血幹細胞移植を実施する四国内病院では、移植前後における患者の身体機能低下（筋力低下・易疲労性・日常生活動作の制限）が共通課題となっている。一方、施設間でリハビリテーション専門職の配置状況や指導内容に格差が生じており、患者・家族においても退院後のリハビリに関する情報が不足している。

本事業は、入院中・退院後の患者・家族が安全にリハビリを実践できるよう支援するとともに、四国内の移植リハビリに関わる医療者が一定水準の指導内容を共有・活用できる教育ツールを整備することを目的として、動画制作を委託するものである。

このため、「造血幹細胞移植におけるリハビリテーション動画制作業務」の委託先事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するものとする。

2 企画提案の募集から契約までの手順

順序	フェーズ	主な内容	時期
①	募集・参加申込	募集要領・仕様書の配布、参加申込書（様式1）の受付	令和8年 6月29日（月）
②	企画提案書等の提出・申込〆切	企画提案提出書・提案者概要書・企画提案書・見積書を提出	令和8年 7月30日（木） 17：15まで
③	プレゼン・審査会	プレゼンテーション及び書面審査。 ※必要に応じ、ヒアリングを実施（別途通知）	令和8年 8月5日（水）～ 8月14日（金） ※別途通知
④	結果通知	審査結果を文書通知及び当院ホームページで公表。	令和8年 8月19日（水）
⑤	契約交渉・締結	最優秀提案者として選定された者と契約を行う。 契約交渉が不調な場合、順位付けられた上位の者から順に契約交渉を行う。	令和8年 8月19日（水） ～9月4日（金）

3 委託業務の概要

（1） 業務名

造血幹細胞移植におけるリハビリテーション動画制作業務

（2） 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

(3) 業務内容

別添「造血幹細胞移植におけるリハビリテーション動画制作業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

1,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記は上限額であり、提案内容に基づき協議のうえ決定する。

4 担当部局及び連絡先

担当部局	愛媛県立中央病院 リハビリテーション部
所在地	〒790-0024 愛媛県松山市春日町83番地
担当者	青木 卓也（理学療法士）
電話番号	089-947-1111（内線 7069）
FAX番号	089-943-4136
メールアドレス	aoki_takuya@eph.pref.ehime.jp

5 企画提案の参加資格

次のいずれの事項にも該当するものとする。

- (1) 県の令和 8～10 年度競争入札参加資格者名簿に登録済みであること。
- (2) 県内に本店・支店・営業所があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 企画提案書提出時において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による再生・更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 過去に地方公共団体等が発注した映像・動画制作業務の受注実績があること。
- (8) 映像・動画制作に係る技術・ノウハウを有すること。
- (9) 契約期間中に適正かつ確実に委託業務を履行できる体制が整備されていること。

6 企画提案への参加

企画提案への参加を希望する者は、下記の【提出及び提出部数】を「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(1) 提出方法

持参、郵送又は電子メールにより「4 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

(2) 提出期限

令和8年7月30日(木) 17:15 必着

※ 持参の場合は執務時間内(平日 9:00 から 17:15 まで)とする。

提出物及び提出部数

区分	書類名	部数	備考
ア	参加申込書(様式1)	1部	
イ	企画提案提出書(様式2)	1部	
ウ	提案者の概要書(様式3)	1部	
エ	企画提案書(様式指定なし)	1部+4部(副書)	A4、図表含む可
オ	見積書(様式指定なし)	1部	内訳・税込金額を明示

企画提案書等の作成方法

① できる限り平易な表現(図表等を含む。)を用い、用紙はA4判を基本とする。

② 見積書の金額は消費税及び地方消費税を含む金額とし、単価・数量等の内訳を詳細に記載すること。

留意事項

- ① 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは原則として認めない。ただし、県から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加資料の提出を指示する場合は、この限りでない。
- ② 提出された企画提案書は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 企画提案書の提出は、参加事業者1者につき1案のみ。複数の提案は認めない。
- ④ 提案書の作成及び提出に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- ⑤ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加申込書及び企画提案書を無効とする。

7 業務委託説明会

本業務については業務委託説明会を実施しない。仕様書及び本募集要領を熟読の上、企画提案書を作成すること。

内容について不明な点がある場合は、「4 担当部局及び連絡先」へ電子メール等より問い合わせること。

8 最優秀提案者の選定

(1) 審査会の開催

企画提案書を提出した者の中から最優秀提案者を選定するため、「造血幹細胞移植におけるリハビリテーション動画制作業務事業者選定審査会」（以下「審査会」という。）を開催する。

(2) 審査の方法

プレゼンテーション及び書面審査。必要に応じ、ヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングを行う場合は、別途提案者に通知する。

提出された企画提案書・見積書等の内容に基づき審査会が審査を行う。審査会は非公開とし、審査結果に対する異議申立ては受け付けない。

(3) 結果の通知

審査会は上記の書面審査により最優秀提案者を選定する。審査結果については書面で通知するとともにホームページで公表する。

9 契約方法

(1) 協議・調整

委託契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行ったうえで、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

(2) 契約保証金

愛媛県会計規則第 154 条第 5 号の規定に準ずる。

(3) 仕様書の取り扱い

別添「仕様書」は当該業務に必要な最低限の内容を示したものである。最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書に添付される仕様書には、県と提案者との協議等の結果に基づき委託業務の内容が追加又は修正される場合がある。

(4) 契約不成立の場合

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかった場合

は、その選定を取り消すとともに、次点となった者を選定事業者とし、契約内容についての協議を行ったうえで契約を締結する。

10 契約書の作成について

(1) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内（土日・祝日を含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 県が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は電子署名）しなければ、委託契約は確定しないものとする。

11 その他

(1) 提出された書類は、選定作業のための必要最小限の範囲で複写することがある。

(2) 本募集要領に定めのない事項については、県と協議のうえ決定する。

(3) 本業務に関して知り得た情報は、目的外に使用しないこと（秘密保持義務）。